

横浜市中山地区センター 無線LAN（以下Wi-Fiという）サービス利用規約

（目的）

第1条 この規約は、横浜市中山地区センター利用者の利便性を図るため、無線によるインターネット接続環境を提供し、その必要な事項を定めるものとする。

（サービス内容）

第2条 当施設の利用者は、本規約に従い、Wi-Fi用アクセスポイントを利用し、インターネットを利用することができる。

2 利用者は、当施設の設定したフィルタリング等の範囲内で、サービスを利用することができる。

（利用者）

第3条 この規約に同意した利用者は、Wi-Fiに接続することができる。

2 Wi-Fiに接続を希望する利用者は、会議室の予約時点で本規約を確認・同意の上、利用申込みを行うものとする。なお、未成年の利用に関しては、保護者もしくは親権者が利用規約を確認・同意したものとみなす。

（利用場所及び利用可能時間）

第4条 利用場所は、横浜市中山地区センター 会議室A・会議室Bとする。

2 利用時間は、部屋利用時間内とする。

（利用条件）

第5条 利用者は、Wi-Fiに接続するための機能のある機器を持参する。

2 Wi-Fiの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令等を遵守しなければならない。

3 Wi-Fi利用料金は無料とする。

（禁止事項）

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）著作権またはその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- （2）財産またはプライバシーを侵害する行為
- （3）他の利用者に不利益または損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- （4）利用者を含め、個人・団体を問わず誹謗中傷する行為
- （5）公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為もしくは公序良俗に反する情報

を提供する行為

- (6) 犯罪的行為または犯罪的行為に結び付く、もしくはそのおそれのある行為
 - (7) 選挙運動・選挙活動・団体の広報活動またはこれに類する行為
 - (8) 性風俗・宗教または政治に関する行為
 - (9) 有害なプログラムを、Wi-Fiを通じ、またはWi-Fiに関連して使用し、または提供・配布・流布する行為
 - (10) 通信販売・連鎖販売取引・業務提携誘引販売取引、その他の目的で大量のメールを送信する行為
 - (11) ファイル共有ソフトの使用及び著しく大量なデータの送信
 - (12) 電子商取引など公共の施設では相応しくない行為
 - (13) 施設の運営を妨害またはそのおそれがある行為
 - (14) 前号各号に掲げるものの他、法令に違反し、もしくは違反するおそれのある行為、または施設が不適切であると判断する行為
- 2 前項各号に該当する利用者の行為によって施設、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は全ての法的責任を負うものとし、施設は一切の責任を負わない。

(運用の中止)

第7条 施設は、次の各号のいずれかに該当する場合は、予告なしにWi-Fiの運用を中止できる。

- (1) Wi-Fiのシステムの保守または工事を定期的または緊急に行う場合
 - (2) 地震、火災、停電その他の非常事態により、Wi-Fiの運用ができなくなった場合
 - (3) Wi-Fiのシステムに係る設備やネットワークの障害など、やむを得ない事由がある場合
 - (4) その他、施設がWi-Fiの運用上、一時的な中断が必要と判断した場合
- 2 Wi-Fiの利用の中止などにより、利用者または第三者が被ったいかなる損害についても、施設は一切の責任を負わないものとする。

(免責)

第8条 利用者がWi-Fiを通じて得る情報などについて、その正確性、確実性、有用性につき、施設はいかなる保証も行わない。

- 2 Wi-Fiサービスの提供、遅滞、変更、中止または廃止、Wi-Fiサービスを通じての登録、提供または収集された利用者の情報の消失、利用者のパソコン等のウイルスやマルウェア等の感染による被害、データの破損、欠損、漏洩、Wi-Fiに接続できないことによる物的損害、身体的損害、精神的損害等、その他Wi-Fiに関連して発生した利用者の損害については、施設は一切責任を負わない。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービス等については、その理由にかかわ

らず当該利用者が費用を負担する。

- 4 Wi-Fi への接続に係る利用者の機器の設定は利用者が行うものとする。この場合において Wi-Fi 接続可能機器の種類等によって Wi-Fi が利用できなくても、施設は一切責任を負わない。
- 5 施設は、Wi-Fi への接続に係る技術的な支援は行わない。
- 6 利用者が、Wi-Fi を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争などについて、施設は一切責任を負わない。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和4年7月9日から施行する。